

# 大分県報

令和八年  
六月十二日  
号外（五二）

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県立学校の授業料等徴収規則の一部改正 …………… 一

### ○規則

大分県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

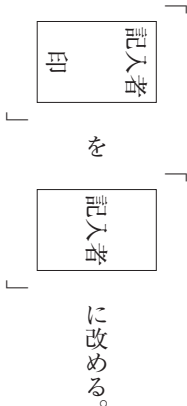
大分県規則第三十九号

#### 大分県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県立学校の授業料等徴収規則（昭和三十四年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「又は支給法第十七条の規定による届出」を削り、「第三条第三項又は第十条第八項」を「第三条第二項」に改める。  
第九条の三中「第七条第二項」を「第七条第四項」に改める。

第二号様式中



### 附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 令和八年四月一日前から引き続き高等学校に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する者を除く。）に係る同日以後の授業料及び通信教育受講料の徴収猶予については、改正後の第九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。